

# 新型コロナウイルス感染症対応融資メニュー(令和2年4月22日現在)

下記すべてのメニューについて、東村山市商工会にてご相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。042-394-0511

条件	メニュー	概要	問合せ窓口	
売上高5%以上減少	①新型コロナウイルス感染症特別貸付	別枠で 中小事業3億円、国民事業6千万円 設備20年、運転15年(内据置5年)以内 ※要件を満たせば利子補給制度あり	日本政策金融公庫 0120-154-505	
	小規模事業者の場合	②新型コロナウイルス対策マル経融資	別枠で1,000万円 設備10年(内据置4年)、運転7年(内据置3年)以内 ※要件を満たせば利子補給制度あり	東村山市商工会 042-394-0511
	市内に事業所を有し1年以上事業を行っている場合	③東村山市緊急対策特別資金	限度額1,000万円 ※小口事業資金と併用可 設備・運転ともに10年(内据置2年)以内 ※保証料全額補助 利息1年目全額補助、2年目以降80%補助	東村山市役所 産業振興課 042-393-5111
	指定738業種の場合	④セーフティネット5号	借入債務の80%を信用保証協会が保証 別枠で2.8億円 ※要件を満たせば保証料・金利ゼロ対象	立川信用保証協会 042-525-6621 (認定)東村山市役所 042-393-5111
売上高10%以上減少	⑤危機関連保証	借入債務の100%を信用保証協会が保証 別枠で2.8億円 ※保証料・金利ゼロ対象	立川信用保証協会 042-525-6621	
売上高20%以上減少	⑥セーフティネット4号	借入債務の100%を信用保証協会が保証 別枠で2.8億円 ※保証料・金利ゼロ対象	立川信用保証協会 042-525-6621 (認定)東村山市役所 042-393-5111	
減少幅に関係なく	⑦セーフティネット貸付	中小事業7.2億円、国民事業4,800万円 設備15年、運転8年(内据置3年)以内	日本政策金融公庫 0120-154-505	

# 新型コロナウイルス関連助成金・給付金・補助金メニュー(令和2年4月22日現在)

下記すべてのメニューについて、東村山市商工会にてご相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。042-394-0511

条 件	メニュー	概 要	問合せ窓口	
緊急事態宣言に伴い 店休・時短営業した	東京都感染拡大防止協力金 ※申請開始されました(4/22~6/15まで)	東京都の緊急事態措置において店舗を休業、時短営業を一定期間行った事業所への協力金 支給額：50万円(2事業所以上の経営者100万円)	東京都緊急事態措置等感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567	
売上が減少し店の業態 を変更したい	業態転換支援事業	コロナウイルス感染拡大により売上が激減している飲食店がテイクアウト・宅配等新たなサービスを始める場合 助成金限度額：100万円	東京都中小企業振興公社 経営戦略課 03-5822-7232	
売上が前年同月比で 50%以上減少した	持続化給付金 ※まだ申請が開始されていません	新型コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 上限：法人200万円以内・個人事業主100万円以内	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183	
従業員を休業させた	雇用調整助成金	休業手当を助成する制度 1人1日8,330円が上限 助成率 中小企業(4/5 解雇がない場合9/10) 大企業(2/3 解雇がない場合3/4)	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999	
子供がいる従業員 を休ませた	小学校休業等 対応助成金	小学校等の臨時休業等で従業員を有給(年次有給休暇を除く)で休ませた場合 賃金助成額 1人1日8,330円が上限	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999	
	新型コロナウイルス感染 症対策雇用環境整備促進 奨励金	雇用調整助成金又は小学校休業等対応助成金の支給決定を受けていて、非常時における取組計画を作成し1か月以上実施した企業：1事業所10万円	東京都産業労働局雇用 就業部労働環境課 03-6205-6703	
販路開拓をしたい	小規模事業者の場合 (小売・サービス業5人以下 その他20人以下)	小規模事業者 持続化補助金	策定した経営計画に従って実施した販路開拓等の取組の費用を補助 補助率：2/3 補助上限：50万円 第2次締切 6月5日	東村山市商工会 042-394-0511
新製品・サービス開発 等設備投資したい	ものづくり補助金	新製品・サービス開発や生産プロセス改善を計画に従って実施した設備投資等を補助 補助上限：1,000万円 補助率：1/2~2/3	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053	
ITツールを導入し、業 務効率化を図りたい	IT導入補助金	ITツールを導入して業務の効率化を図って事業者に助成。例：テレワークによる業務効率化ツールの導入等 補助額：30万円~450万円 補助率1/2	(社)サービスデザイン 推進協議会 0570-666-424	